

## 生活環境影響調査の結果について（要約版）

### 1. 調査項目

生活環境影響調査項目		生活環境影響要因		
		施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
①大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			○
	浮遊粒子状物質 (SPM)			○
②騒音	騒音レベル	○		○
③振動	振動レベル	○		○
④低周波音	低周波音音圧レベル	○		
⑤悪臭	特定悪臭物質濃度・臭気指数 (臭気濃度)		○	

※調査項目は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省)」に示されたもの

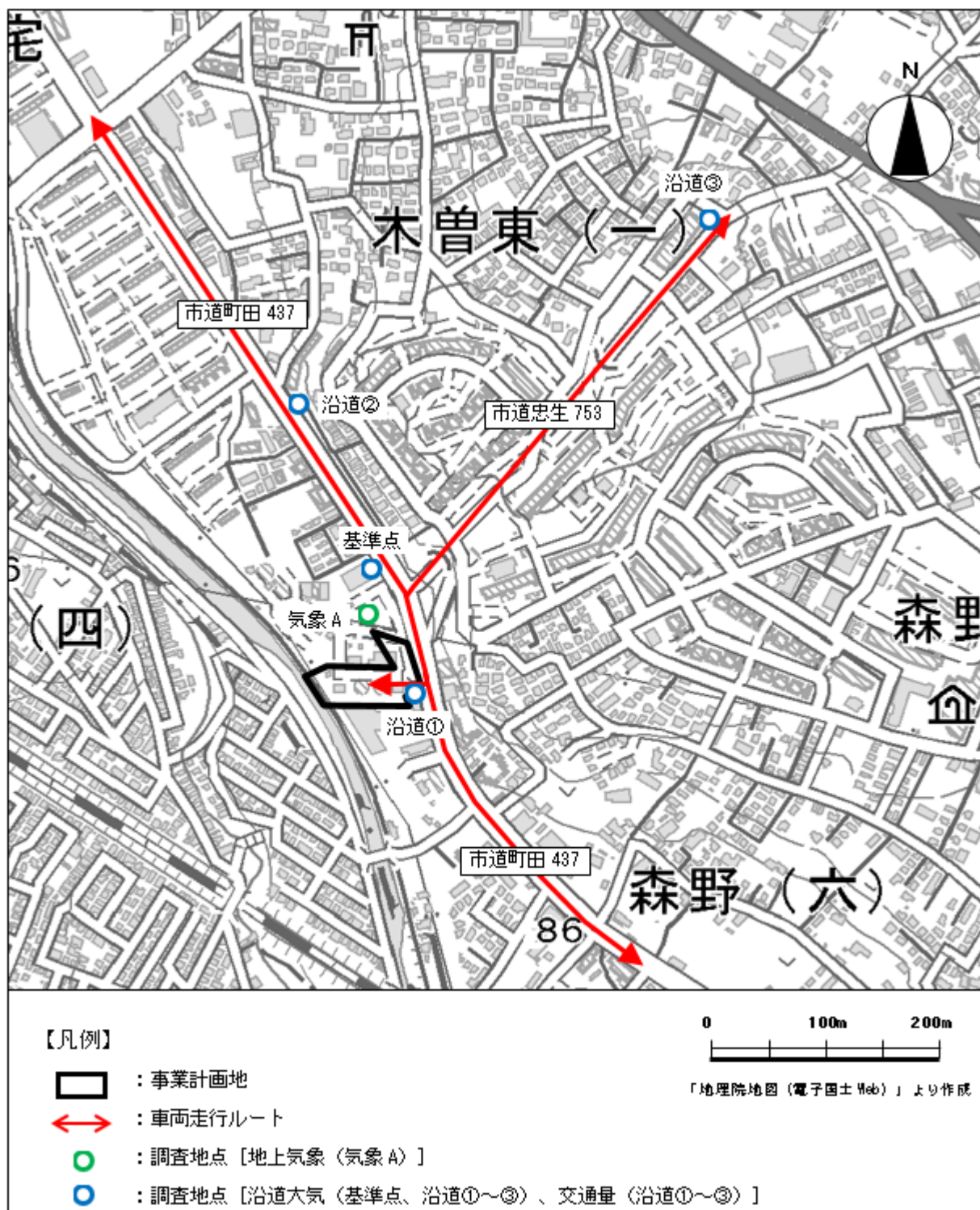
※低周波音は、近隣住民説明会で指摘があったため追加

※事業区域は準工業地域であるが、施設の規制値は住居専用地域のものを採用

2. 調査結果

①大気質

ア) 調査地点



イ) 調査時期

2016年8月19日～2016年8月26日

ウ) 予測結果

項目	地点	環境基準 <sup>注)</sup>	現況濃度 <sup>注)</sup> [a]	予測寄与濃度 <sup>注)</sup> [b]	予測濃度 <sup>注)</sup> (年平均値) [c]=[a]+[b]	予測濃度 <sup>注)</sup> (日平均変換値)
二酸化窒素 (ppm)	基準点	0.04 以下	0.008	0.000003	0.008003	0.0198
	市道町田 437 号線 (沿道①)		0.010	0.000003	0.010003	0.0227
	市道町田 437 号線 (沿道②)		0.010	0.000003	0.010003	0.0227
	市道忠生 753 号線 (沿道③)		0.009	0.000003	0.009003	0.0213
浮遊粒子状 物質 (mg/m <sup>3</sup> )	基準点	0.10 以下	0.015	0.0000006	0.0150006	0.0389
	市道町田 437 号線 (沿道①)		0.015	0.0000006	0.0150006	0.0389
	市道町田 437 号線 (沿道②)		0.015	0.0000006	0.0150006	0.0389
	市道忠生 753 号線 (沿道③)		0.015	0.0000006	0.0150006	0.0389

注) 環境基準：生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準（環境省令）

現況濃度：現在の濃度

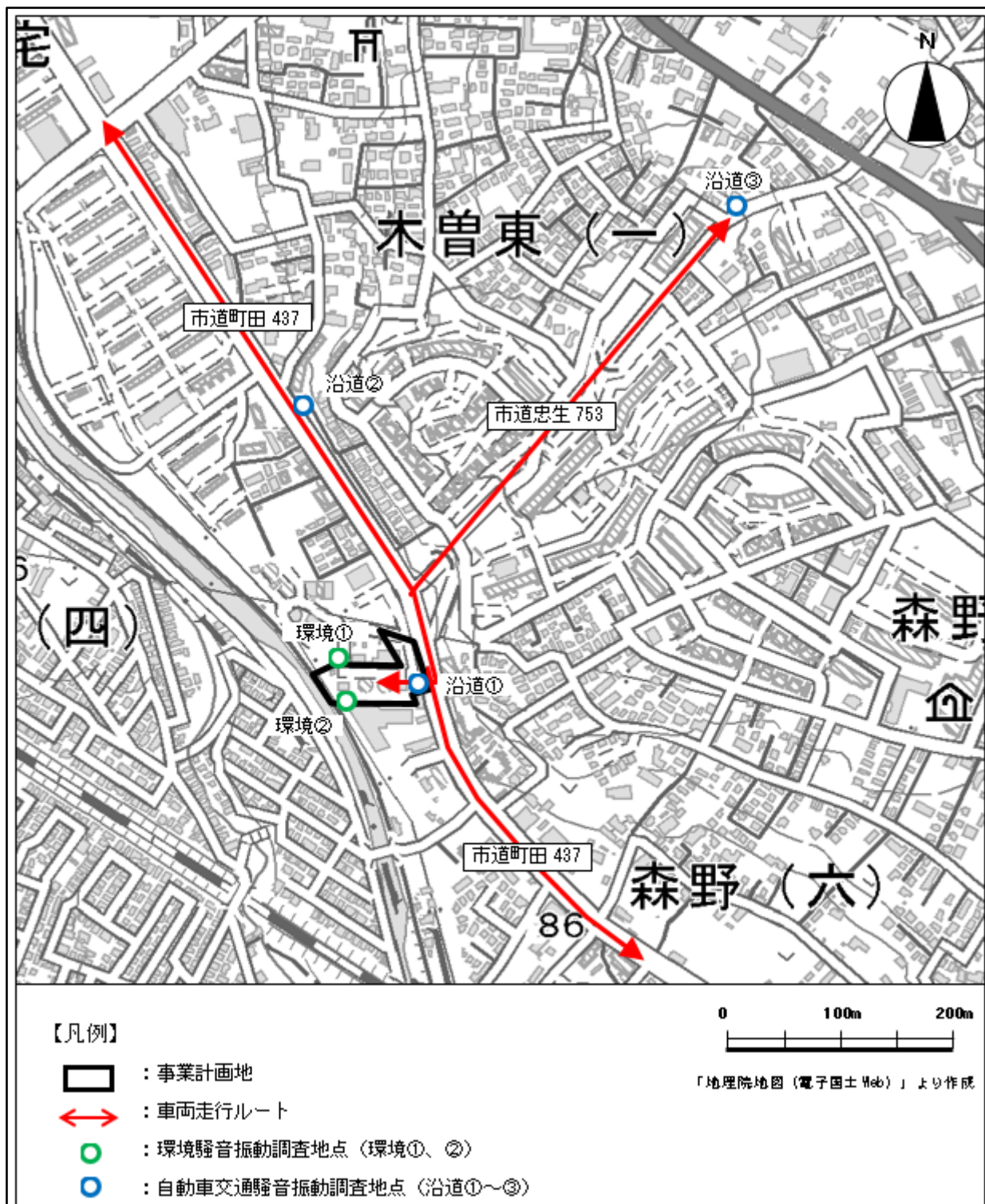
予測寄与濃度：運搬車両(17 台/日)により付加される濃度

予測濃度：運搬車両(17 台/日)の寄与分を含めた将来の濃度

→ 予測結果は、環境基準値内となり、施設を設置することによる周辺環境への影響は少ないと判断されます。

②騒音

ア) 調査地点



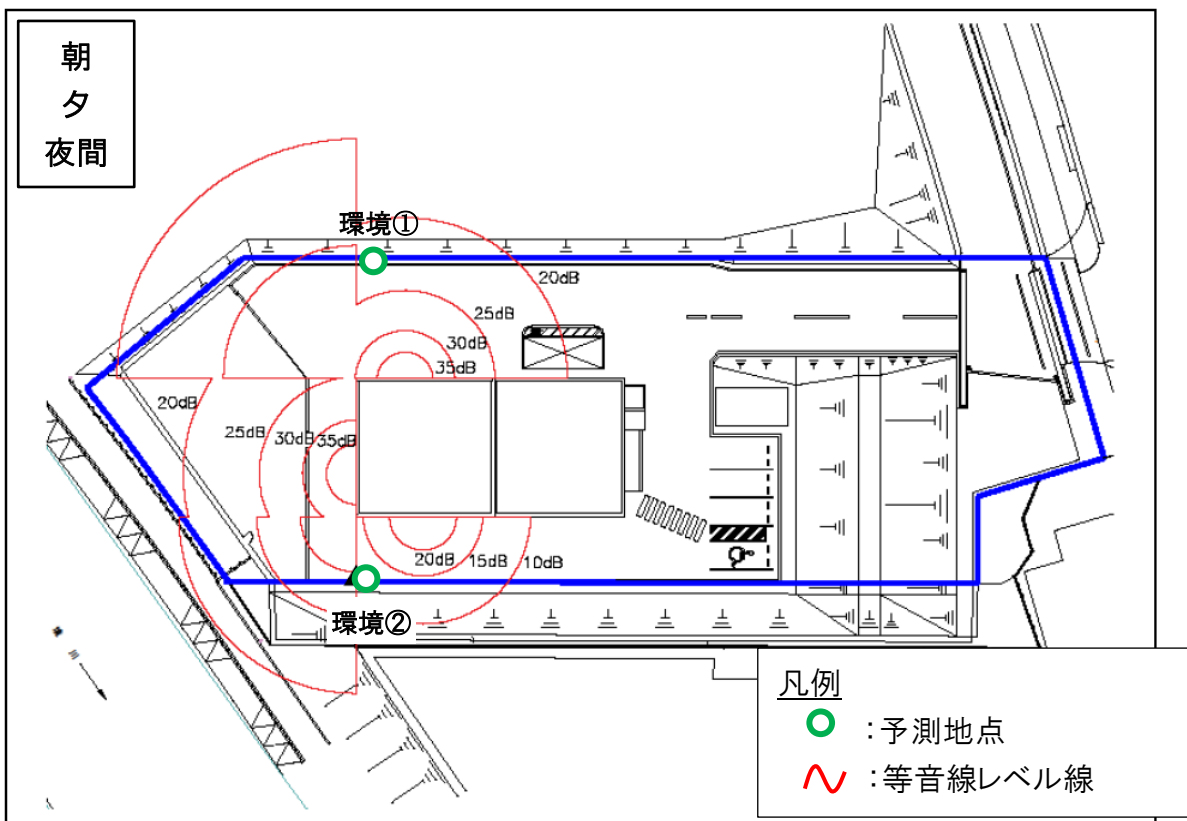
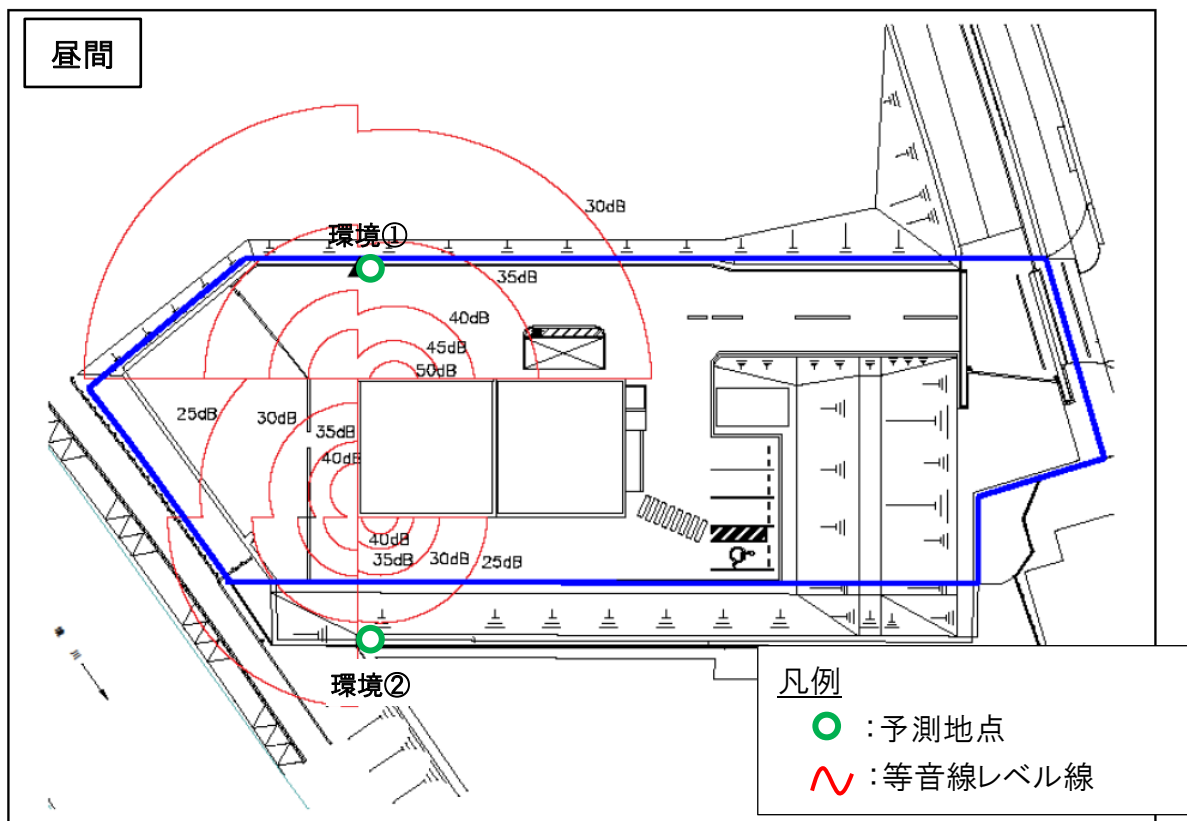
イ) 調査時期

環境騒音 : 2016年8月25日、9月15日

道路交通騒音 : 2016年8月25日

ウ) 予測結果

- ・施設からの騒音（環境騒音）



(単位：dB)

地 点		規制基準 <sup>注)</sup>	現況騒音レベル <sup>注)</sup>	予測 寄与騒音レベル <sup>注)</sup>	予測 環境騒音レベル <sup>注)</sup>
環境①	朝	40	56	26	56
	昼間	45	56	37	56
	夕	40	58	26	58
	夜間	40	57	26	57
環境②	朝	40	56	29	56
	昼間	45	56	34	56
	夕	40	58	29	58
	夜間	40	57	25	57

注) 規制基準：騒音を発生する施設を設置する際の規制（騒音規制法、第1種区域）

現況騒音レベル：現況の騒音レベル

予測寄与騒音レベル：計画施設の供用により付加される騒音レベル

予測環境騒音レベル：寄与分を含めた将来の騒音レベル

※朝(6～8時)、昼間(8～19時)、夕(19～23時)、夜間(23～6時)

→ 現況騒音レベルで規制基準を上回る結果が出ました。昼間と夜間に差が少ないため、虫の音が影響しているものと考えられます。施設からの影響は少ないと予測され、施設を設置することによる周辺環境への影響は少ないと判断されます。

・運搬車両による騒音（道路交通騒音） ※施設を運営する昼間の値

(単位：dB)

地点等	環境基準 <sup>注)</sup>	要請基準 <sup>注)</sup>	現況騒音レベル <sup>注)</sup>	予測騒音レベル <sup>注)</sup>
沿道①	65	75	67	67
沿道②	65	75	68	68
沿道③	60	70	62	62

注) 環境基準：生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準（環境省令）

要請基準：道路交通規制等の措置を要請できる基準（騒音規制法）

現況騒音レベル：現在の騒音(昼間)

予測騒音レベル：運搬車両(17台/日)の寄与分を含めた将来の騒音(昼間)

※昼間(6～22時)、夜間(22～6時)

→ 当施設の運用にあたって、周辺環境への影響は少ないと判断されます。

③振動

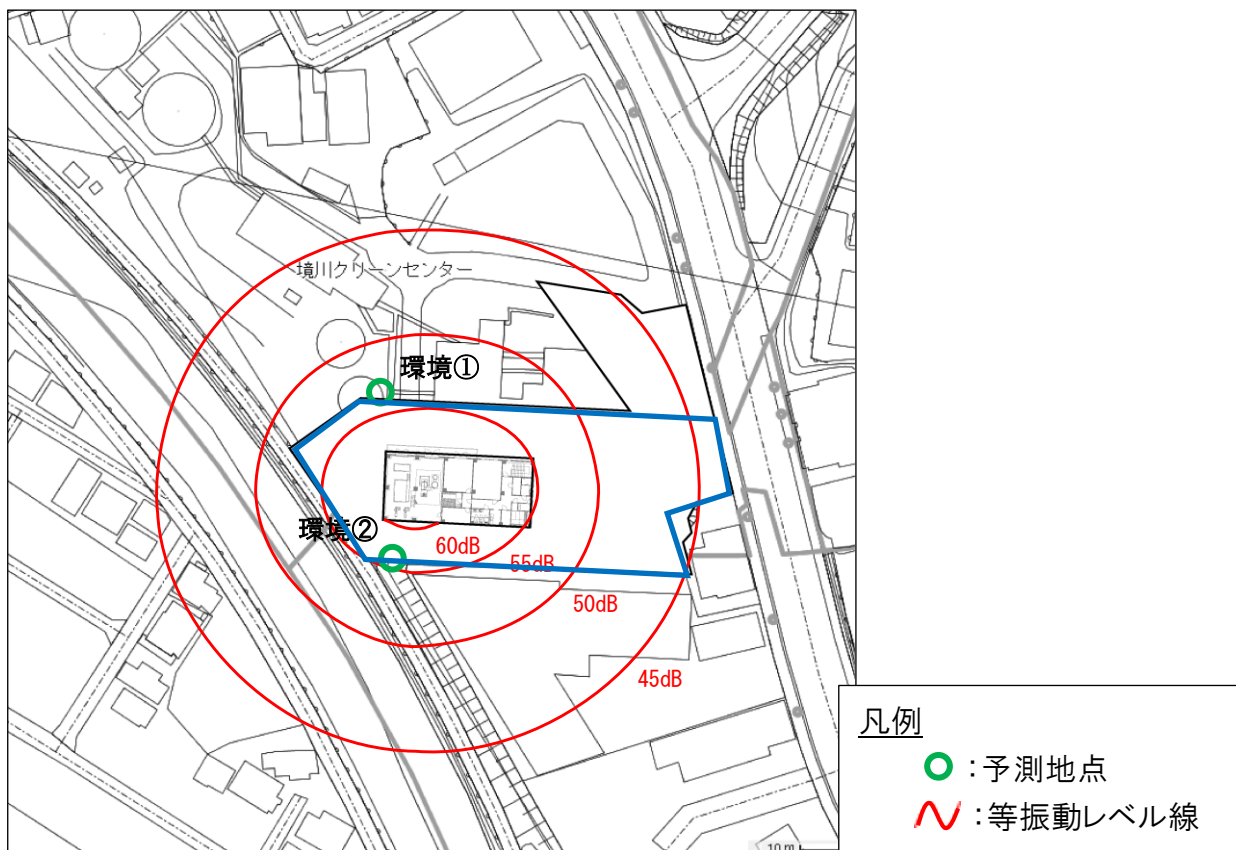
ア) 調査地点 … 騒音測定と同様

イ) 調査時期

環境振動：2016年8月25日

道路交通振動：2016年8月25日

ウ) 予測結果（昼間） ※脱臭ファンのみ稼働の時間帯は、振動影響はほぼ無し  
 ・施設からの振動（環境振動）



(単位：dB)

地点	規制基準 <sup>注)</sup>	現況振動レベル (L <sub>10</sub> ) <sup>注)</sup>	予測寄与振動レベル <sup>注)</sup>	予測環境振動レベル <sup>注)</sup>
環境①	60	37	57	57
環境②	60	37	55	55

注) 規制基準：振動を発生する施設を設置する際の規制（振動規制法、第1種区域）

現況振動レベル：現況の振動レベル

予測寄与振動レベル：計画施設の供用により付加される騒音レベル

予測環境振動レベル：寄与分を含めた将来の騒音レベル

→ 当施設の運用にあたって発生する振動は、規制基準以内となりましたので、周辺環境への影響は少ないと判断されます。

・運搬車両による振動（道路交通振動） ※施設を運営する昼間の値  
 (単位：dB)

地点等	要請基準 <sup>注)</sup>	現況振動レベル <sup>注)</sup>	予測振動レベル <sup>注)</sup>
沿道①	70	46	46
沿道②	70	47	47
沿道③	65	39	39

注) 要請基準：道路交通規制等の措置を要請できる基準（騒音規制法）

現況振動レベル：現在の振動(昼間)

予測振動レベル：運搬車両(17台/日)の寄与分を含めた将来の振動(昼間)

※昼間(6～22時)、夜間(22～6時)

→ 当施設の運用にあたって、周辺環境への影響は少ないと判断されます。



④低周波音

ア) 予測地点

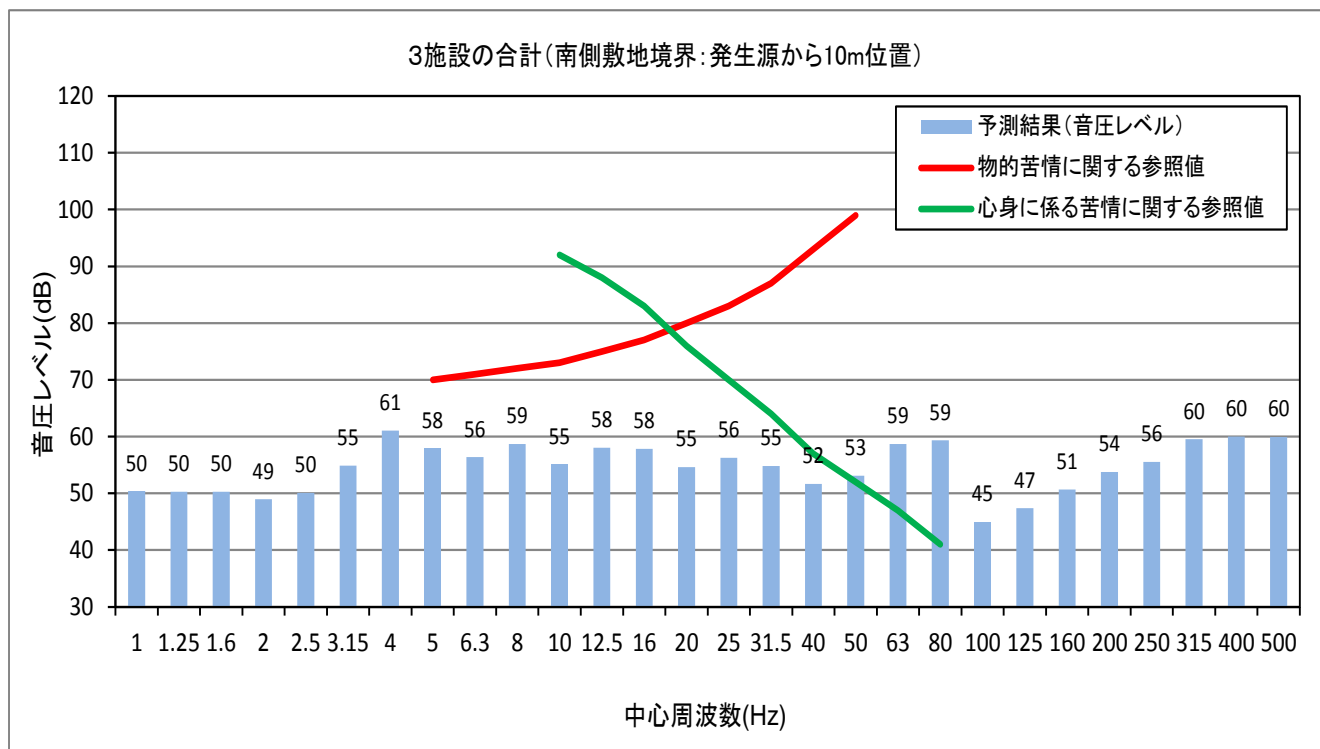
南側敷地境界（発生源から 10m位置）

イ) 調査時期

2016年10月26日

※ 排水浄化センター機器（曝気ブロウ、低濃度脱臭ファン、高濃度脱臭ファン）により実測

ウ) 予測結果



※ 「参照値」：苦情等があった時に、低周波音によるものか判断する目安

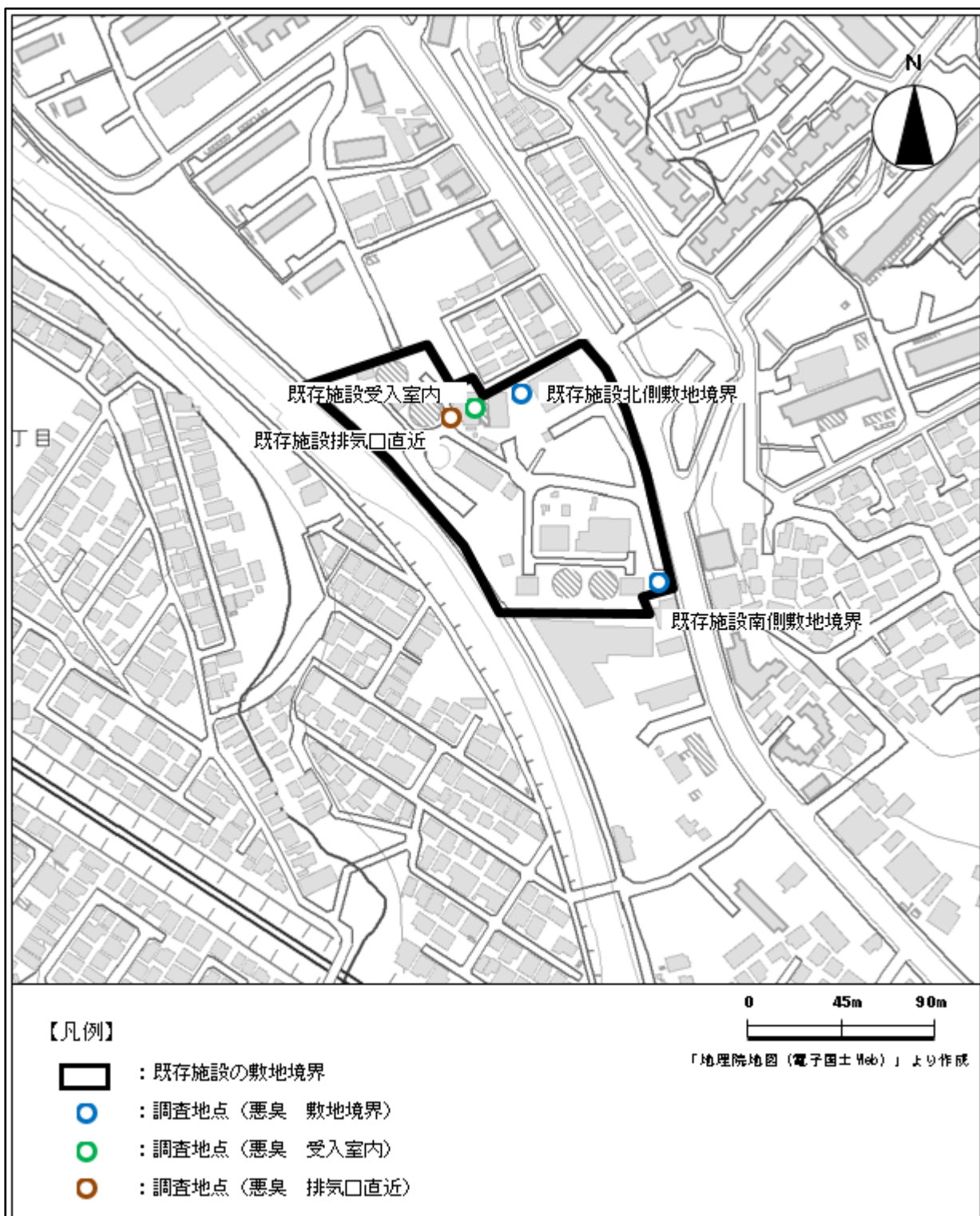
「物的苦情」：室内の建具が揺れる、がたつく等の苦情

「心身に関わる苦情」：室内で不快感を感じる等の苦情

→ 心身に関わる苦情に関する参照値を一部上回る結果が出ましたが、当調査は、機器そのものの計測値であるため、建物による減衰や機器への防音・防振対策を考慮すると、影響はさらに少なくなると考えられ、周辺環境への影響は少ないと判断されます。

⑤悪臭

ア) 調査地点



イ) 調査時期

2016年8月25日

ウ) 予測結果

調査項目	調査結果			
	既存施設 北側敷地境界	既存施設 南側敷地境界	既存施設 受入室内	既存施設 排気口直近
臭気指数 <sup>注)</sup> (臭気濃度)	10 未満 (10 未満)	15 (32)	13 (20)	20 (100)
規制基準 <sup>注)</sup>	10	10	—	—

注) 臭気指数： $10 \times \log(\text{臭気濃度})$

臭気濃度：臭気のある空気を無臭の空気で臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数

規制基準：悪臭を発生する施設を設置する際の規制（悪臭規制法）

※臭気指数の目安

- ・ 0～10 未満 無臭～微かな(やっと感知できる)におい
- ・ 10～15 弱い(何のにおいかわかる)におい
- ・ 12～18 楽に(はっきりわかる)感知できるにおい
- ・ 14～21 強いにおい
- ・ 21 以上 強烈なにおい

→ 南側敷地境界で規制基準を上回りましたが、この臭気はドグダミなど周辺の植物に由来するもので、既存施設から発生する臭気については、北側敷地境界で規制基準以内となりました。

## 3. 総括

調査結果より、以下の対策を適切に実施することで、事業計画地周辺の生活環境への影響は十分に回避・低減されるものと判断されます。

項目	施設の設置	維持管理
大気質	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の走行に関して、規制速度の遵守、敷地内でのアイドリングストップの徹底を指導する。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備には騒音の防止に配慮した型式を選定する。</li> <li>著しく騒音を発生させる機器は、防音等を考慮した専用の部屋に設置する。または防音カバーを設ける等の防音対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器は適切にメンテナンスを行い、異常音の発生を防止する。</li> <li>車両の走行に関して、規制速度の遵守、敷地内でのアイドリングストップの徹底を指導する。</li> </ul>
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の防止に配慮した型式を選択する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく騒音を発生させる機器は、防音等を考慮した専用の部屋に設置する。または防音カバーを設ける等の防音対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器は適切にメンテナンスを行い、異常音の発生を防止する。</li> </ul> 低周波音に関する苦情が寄せられた場合は、発生源の特定と対策を行う。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の車両出入口には高速シャッターを設置し、受入室内の空気が屋外に拡散することを防ぐ。</li> <li>臭気が発生する箇所は、負圧管理、密閉化等適切な臭気対策を講ずるとともに、捕集した空気は脱臭処理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器は適切にメンテナンスを行い、臭気の漏出を防止する。</li> </ul>